

令和元年第3回太子町議会定例会（第480回町議会）会議録（第1日）

令和元年6月3日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 報告第2号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 6 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 7 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 8 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 9 議案第26号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)
- 10 議案第27号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 11 議案第28号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 12 議案第29号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第31号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第32号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 報告第2号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 6 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 7 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 8 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 9 議案第26号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)
- 10 議案第27号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 11 議案第28号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 12 議案第29号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第31号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

15 議案第32号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	大谷員代	書記	森文彰
書記	後藤祐子		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	木村和義	経済建設部長	八幡充治
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	嶋津一弥
監査委員	蓮本了遠		

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

風清らかな初夏の気候となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和元年第3回太子町議会定例会（第480回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、まことに御同慶にたえません。

今期定例会に提案されます案件は、条例改正等いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶とします。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和元年第3回太子町議会定例会（第480回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木々の緑も深まり、次第に夏の気配が色濃く感じられるところとなりました。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対して厚くお礼を申し上げます。平素は太子町行政各般の進展に御理解、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、報告案件3件、承認案件2件、予算、条例の議案7件、合

わせて12件の議事につきまして御審議をお願い申し上げるものであります。また、後日追加で契約の議案3件を提出させていただき予定をしております。提出させていただきました各案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時02分)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回太子町議会定例会(第480回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(藤澤元之介) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、森田哲夫議員、吉田正之議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(藤澤元之介) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの18日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(藤澤元之介) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日、町長から議案等12件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成30年度4月分及び平成31年度4月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち蓮本了遠監査委員には本日の会議のみ、森川勝税務課長、藤野和徳社会福祉課長、三木孝秀高年介護課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

~~~~~

日程第4 報告第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(藤澤元之介) 日程第4、報告第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成30年度一般会計予算において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただいております。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島議員。

○中島貞次議員 では、改めましておはようございます。

ただいま報告のありました平成30年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書の内容につきまして質疑いたします。

ここでは14項目ほど上がっているんですけども、それぞれの事業の終了月をお答え願います。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、総務部関係につきまして終了月を言わせていただきます。

新元号対応システム改修事業でございますが、これにつきましては財務会計のシステムでございまして、出納閉鎖とともに終了することとなっております。

次に、税務システム改修事業でございますが、これにつきましては地方税の共通納税システムの対応のリリースでございます。これにつきましては10月にスタートをいたしますシステムの改修でございまして、それに対しましてその月をもって終了することとなっております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 私のほうは、個人番号カード交付事業についてでございます。

この事業につきましては、マイナンバーカードに関する事務手続の費用でございますが、3月31日をもってそれに要した事務手数料が確定してきますので、その事業としましては、今年6月中旬に国から交付金をいただき、執行側の機構へ支払いをする予定でございます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、款7商工費、項1商工費のプレミアム付商品券発行事業の繰り越しでございますが、これにつきましては前年度に広告費であるとかそういったものを上げさせていただいておりますが、これは新年度にも予算計上しておりまして、事業終了の年度末に精算をさせていただく予定になっております。

次に、太子陸橋修繕工事につきましては、現在太子陸橋JR敷地上部の修繕工事を行っておりまして、これについても電車の走行時間帯の変更であったり、作業時間の短縮等によって工期が延伸しておりますが、これも一応年度内完了を予定しております。

それから、網干線外道路整備事業につきましては、まずこの土地それから物件がございまして、土地が約3名、それから物件が2名の分があります。これもできるだけ早期に契約完了をして、前向きに進めていきたいと思っておりますが、一応下半期に入る予定になると考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 教育委員会関係でございます。

款10教育費、項2小学校費、小学校空調設備設置事業、それから下のほうに項3中学校費、中学校空調設備設置事業、項4幼稚園費、幼稚園空調設備設置事業、空調関係3件ございますが、この3事業につきまして、予定といたしましては最終的に空調が完了するというのは12月年内ということで予定をしておるところでございます。特に、幼稚園の空調につきましては早期に着手をいたしまして、9月、10月には完了というようなめどを持っておりますが、小学校、中学校につきましては、これももう早期の着手を目指しておりますが、完了といたしましては年内にずれ込むであろうというふうに、今のところ予定しておるところでございます。

それから、項2小学校費、小学校フェンス等設置事業でございます。これにつきまして、たびたび入札にかけておるわけなんですけれども、現在まだ落札に至っておらないような状況でございまして、これも早期に着手をいたしまして、年内完了を予定しております。

それから、太田小学校防球フェンス設置事業につきましては完了済みでございます。

斑鳩小学校用地購入事業につきましては、年度内ということで完了を予定しておるところでございます。

項5社会教育費、龍田公民館事務所雨漏り改修事業、それから石海公民館耐震補強外改修事業につきましては、これは繰り越しゼロでございまして、昨年度、平成30年度に事業が完了いたしておるものでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村議員。

○井村淳子議員 今小学校の関係、中学校の関係、幼稚園の関係の空調設備の答弁がございましたが、当初3月の時点では9月、夏休み工事をして9月からは稼働ができるように頑張るというような話でしたが、かなりずれ込んできておりますので、その点の理由についてお願いをいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） これは補助事業でございますので、早期に着手、工事完了ということを目指しておるわけなんですけれども、何分にも全国的に空調設備の事業がこの平成31年度、令和元年度を中心に全国で行われておるところでございまして、その製品等の調達に苦労しているというのが、もし設置事業者が決定した後でも、その設備の調達には非常に困難が予想されるというところございまして。かといって、夏休みを中心に工事をしたいというのは、これは方針として変わっているわけではございません。ただ、今言いましたように、設備の調達にはかなり困難が予想されるというところございまして、鋭意早期の完了を目指すというところで御了解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原議員。

○清原良典議員 先ほど小学校フェンス等設置事業の説明の中で、落札に至っていない現状であるとの説明がありましたけれども、意味がよくわかりませんので、その落札に至っていないという内容ですね。それと、その2段下、斑鳩小学校用地購入事業、場所はわかっておりますけれども、話ができただけかどうか。どうも余りうまくいっていないような話を耳にしますもんで、その辺はどのような現状なのか教えてください。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 小学校のフェンスでございますが、入札案件として入札を行ってのわけなんですけれども、落札に至ってないという内容でございます。今後、このフェンスにつきましても、補助事業でございますので、早期に着手、完了を目指したいというところでございます。もうこの令和元年度の完了以外には考えられませんので、令和元年度中には確実に完了したい。目指すところでは12月ということ考えているところでございます。

斑鳩小学校の用地につきましては、町と教育委員会とその購入先ではなく、持ち主の親族の中での調整というのに時間がかかっているように聞いておるところでございます。こちらのほうといたしましては、その親族間での返事待ちといったところで、今現在返事を待っておるというようなところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 清原議員。

○清原良典議員 親族でもめるようなややこしい土地は買わんことやね。

それと、フェンスのほうが入札で落札してないという答弁なんやけど、落札した表は我々、二カ月に一遍もらうからわかるんですけども、落札に至ってないやつは不調という言葉でこちらへ来るから、どのような不調やったんかというのもわかりません。多分、高どまりが、一遍だけやったんですか。それとも、2回ぐらいやってまだ高いんか。その辺ちょっと教えてもらえますか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 都合2回入札に付しておりますが、予定価格までに至っておらないと。応札額が高いという状態でございます。で、不調になっておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

首藤議員。

○首藤佳隆議員 先ほどの清原議員の話の続きですが、予定価格に至ってないということで、これ全国的にも集中してるんだと思うんですけども、小学校のほう、今フェンスがもうどこもなくて、川崎のほうの事件等もあって、地元の方はすごく子供たちの安全・安心を心配されてます。学校のほうにも電話があったというふうなこともお話を聞いてますんで、一日も早くできるようにお願いしときたいということと、先ほど質問は、エアコンのほうですけど、製品の調達に苦勞しているという答弁だったんですけど、これめどがついてるのかどうかだけ、はっきりとお願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 空調の機器については、全国的に非常に品薄状態で、特に教室の大きさが全国统一になってますから、能力も大体同能力のものが当然同時に必要なわけでございまして、当然メーカーも数社あるわけですけども、その調達には多少苦勞してます。

それと、先ほどの補足でございますけども、太子町の場合には、一応幼稚園に関しては方向としまして電気を使うと。それから、小学校に関しては、電気を全部使いますとトランス容量が非常に大きくなって、デマンドの契約ですから、1年間不当に高い費用を払わないといけないんで、今都市ガスを考えております。都市ガスを考えていく中で、どうしてもその供給エリアに入っているところと、供給エリアではなくて今から工事をやらないといけないところがございまして、遅いところでは、やはり何ぼ急いでも年内まで、要は都市ガスの施工に係るということで、ガス供給というのが1つのクリティカルに今なっている学校もあります。そういう個々に早く行けると遅れるところがございまして、それをやっぱり一くくりにして、入札に付したい

というふうに考えておまして。例えば、片方の学校は早く使えるようになった。片方は使えないというアンバランスなことではできるだけ避けたいというふうな方向があるので、そういう方向で行きたい。幼稚園に関しては、先ほど教育次長が申し上げたように、できる限り電気でいきますから、早期発注、夏休み期間中に何とか工事を終えて、9月少しでも使えるような状態に持っていきたいというふうに心がけております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 空調のほうの細かいことを説明が追加されて、いろいろわかったんですが、小学校と幼稚園はおっしゃったんですが、中学校だけもう一回ということと、あと太子陸橋のほうで年度内に予定されてて、地元ですから工事の進捗も状況が見えてますけども、これ太子陸橋がずれ込んでるとということは、中道のほうに移っていくというのもずれ込んでるという理解でいいですか。中道のほうの予定をちょっと。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、中学校に関しましては、太子西中学校に関しては都市ガスの供給エリアですので、都市ガスで行くと。それから、太子東中学校につきましては、将来も都市ガスが行かない地域でございます、LPGガスで行くか電気で行くかを今比較検討しているところでございます。

それから、太子陸橋につきましては、基本的には全体の工期が遅れるのではなくて、ただ年度間の調整がずれ込んでいるだけでございまして、完成は予定どおりの事業進捗でやると。ただし、中道に関しても従来の実施計画で上げてるスパンで一応やる計画で進めております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 報告第2号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（藤澤元之介） 日程第5、報告第2号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第2号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成30年度に着手した老朽管更新事業について、吉福地内外送水管更新工事及び上水道工事跡舗装本復旧工事が再入札による契約着手の遅れや工事現場における調整等に時間を要したことなどから年度内の事業完了が困難となり、工期を延長して実施することとなりました。これに伴いまして、予算計上額2億6,550万円のうち平成30年度の支払義務発生額8,000万円と不用額を除く1億6,997万4,000円について、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長(藤澤元之介) 日程第6、報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、当町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。

○議長(藤澤元之介) 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村議員。

○井村淳子議員 このたび平成30年度の兵庫県町土地開発公社の事業報告書ということで、事業の概要も書いてあります。下の部分で、事務的にも兵庫県町村会へ移籍させ、経費削減を図ったり、2年連続の赤字となっているということも書いてありますけれども、7ページに会議が行われたということで、土地開発公社の現状と課題ということについても会議が行われております。全国的にも解散とかする団体もございますので、兵庫県のこの土地開発公社の現状と課題をどう捉えられているのかについてお伺いいたします。

○議長(藤澤元之介) 財政課長。

○財政課長(嶋津一弥) 平成30年度の兵庫県町土地開発公社のほうの決算説明会に出席させていただきました。そのとき参加者のほうからも議員と同様の質問がございまして、全国的にはやはり解散しているところが多いという資料もいただきました。しかし、県内の12町の首長さんの御意見がまず一致することが先決でございまして、議会の首長さんの意見で一致しましたら、進め方としましては各12町それぞれのまちへ持ち帰って、それぞれのまちの議会へまた諮るといった手続になる説明を受けております。2年連続赤字ということで、平成30年度決算段階では太子町だけが利用しているという状況でございます。来年度にはないかもしれないと。予算上は令和元年度はどこも借入予定はないという予算になってございますので、今後参加12町の間で協議が進んでいくものであると認識してございます。

以上でございます。

○議長(藤澤元之介) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

お諮りします。

本日の日程第7、承認第1号は、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第7 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)

○議長(藤澤元之介) 日程第7、承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等及び関係政省令が平成31年3月29日に交付され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例をあわせて施行する必要があるため、専決処分により一部を改正したものでございます。

その改正の主な内容な、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、軽自動車税の税率の特例等の所要の改正であります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(藤澤元之介) 副町長。

○副町長(名倉嗣朗) それでは、私から、ただいま上程されました承認第1号専決処分をさせていただきます太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。あわせて参考資料の1ページから3ページもごらんいただければありがたいと存じます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日に交付されまして、原則といたしまして同年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正したもので、3月25日に3月の定例会が既に閉会しており、議会を招集するいとまがございませんでしたので、3月31日付で専決をさせていただいたものでございます。

それでは、改正内容につきまして、具体的な御説明を申し上げます。あわせて条例改正に係る参考資料、新旧対照表でございますけれども、これの1ページから11ページもごらんいただければと存じます。

第1条関係の改正につきましては、法改正にあわせまして、平成31年3月議会で御議決いただきました議案第11号として上程いたしました太子町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございまして、附則第16条の軽自動車税の税率の特例について、第1項で平成31年度分の重課、課税を重くすることとございますけれども、これを規定したものでございます。

第2条関係は、太子町税条例の一部の改正でございますけど、これについて御説明申し上げます。

まず、第34条の7の改正事項につきましては、法改正にあわせまして、寄附金税額控除に係る特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする規定でございます。なお、平成31年3月31日に専決をさせていただきます関係から、この時点では現在の新元号を承知するすべがございませんので、これから御説明させていただきます元号、年数表記につきましては新元号の「令和」ではなく、旧元号の「平成」のままであることを御承知おきください。

それでは、附則第7条の3の2の改正事項につきましては、法改正にあわせて住宅借入金等特別税額控除につきまして、平成45年度分まで2年度分を延長いたしまして、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止するものでございます。具体的には、平成45年度分まで2年度分延長する改正につきまして、住宅に係る税制上の措置といたしまして、所得税において平成31年10月1日から平成32年12月末までの間、消費税率10%が適用される住宅取得等につきまして、住宅ローン控除の控除期間を3年延長いたしまして、13年間とすることとされました。その際、適用年の11年目から13年目までの各年の控除限度額は、消費税率2%引き上げ分の負担を着目いたしまして、3年間で3分の2%の範囲内で所得税額から控除し切れない額につきまして、翌年度の個人住民税から控除されることとされており、なお、この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されることになっております。

また、申告要件の廃止につきましては、納税通知書が送達後に申告がされた場合、所得税においては控除の適用があるにもかかわらず、個人住民税につきましてはこれまで控除の適用はされないケースが生じていたため、この申告書の要件を削除するものでございます。

附則第7条の4の改正事項につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第9条の改正事項につきましては、寄附金税額控除に係る申告特例の対象を特例控除対象寄附金ということで規定する整備でございます。

附則第9条の2の改正事項につきましては、寄附金税額控除に係る特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書を送付されたときに申告特例控除額に適用があるものとする規定でございます。

附則第10条の2、固定資産税のわがまち特例に係る改正事項につきましては、法附則第15条に第17項が追加されることによる項ずれに対応する改正でございます。

附則第10条の3の改正につきましては、政令改正等にあわせて改正しておりますが、第6項に高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告を法規定の新設にあわせて規定をしております。具体的には、西日本豪雨等により高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転いたしまして、事業後に一定の家屋の新築した場合、当該家屋の固定資産税の税額を当初の5年度分、居住部分は3分の2減額、それ以外は3分の1減額するものでございますが、これにつきましては、現在太子町では該当はございませんが、あった場合を想定いたしまして、あらかじめ規定させていただくものでございます。

次に、附則第16条の改正事項につきましては、法改正にあわせて、第1項で平成32年度以降の年度分の軽自動車税の種別割の重課、課税を重くすることとございますが、これを規定し、第2項から第4項の平成29年度分の軽課、税額を軽減することとございます、もう平成29年度分終わっておりますので、これを削除し、以後の項を繰り上げるものでございます。

附則第16条の2の改正事項につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例につきまして、附則第16条の改正に伴い改正を行うものでございます。

附則第22条の改正事項につきましては、条文整理のため削除し、附則第23条を繰り上げて附則第22条としております。

この条例第8号太子町税条例等の一部を改正する条例の施行日でございますけれども、改め文の附則第1条に記載しているとおり平成31年4月1日といたしまして、第2条中第34条の7、附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条の第2項から第4項までの規定につきましては、平成31年6月1日、第2条中附則第16条の見出し及び第1項の改正規定については、平成31年10月1日を施行日としております。

また、改正後の条例の施行は円滑に施行されるよう、新旧条例等の適用関係につきましては、附則第2条で町民税、附則第3条で固定資産税、附則第4条で軽自動車税の経過措置を規定させていただいております。

以上、緊急性を要する案件でございましたので専決とさせていただいておりますが、慎重な審議を賜り、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号））

○議長（藤澤元之介） 日程第8、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、平成31年4月16日に補助内示を受けた太子東中学校校舎大規模改造事業について、工事請負費等の補正を行ったものであります。夏休み期間を中心に工事を実施する計画であり、工事発注のための予算執行が不可欠であるため、5月7日付で専決処分させていただきました。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,016万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ128億1,870万8,000円としたものであります。

歳入予算の補正内容については、国庫支出金、町債の追加であり、財源調整として財政調整基金を繰り入れております。

次に、歳出予算の補正内容については、教育費、中学校費の追加であり、委託料、工事請負費、備品購入費を計上しております。

また、3ページの第2表では、太子東中学校校舎大規模改造事業について、令和元年度から2年度の2カ年で債務負担行為を追加し、第3表では学校整備事業として地方債を追加しております。

慎重な審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山議員。

○上山隆弘議員 この太子東中学校の工事に至る経緯について、いま一度その必要性を感じたときからの状況の流れを説明いただけますか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この東中学校の大規模改造工事でございますが、東中学校は建築が昭和57年でございます、既に37年が経過しておりますところでございます。屋上の防水機能が非常に低下しており、また外壁からの浸水も激しいということで、かなり校舎の老朽化がしているところ

ろでございます。平成30年度予算に、この工事をすべく予算計上をさせていただいたわけなんですけれども、それは当然補助事業として、県を通じまして国のほうに要望し、補助事業としての事業執行を予定しておったわけなんですけれども、この補助採択が平成30年度では行われなかったというところでございます。それで、その後も国の補正に伴って、この補助金がつくかもわからないということで、継続して要望を行っておったところなんですけれども、結局のところ平成30年度は補助採択に至らなかったというところでございます。そういう老朽化してる校舎でございますので、継続して町長を初め町幹部が国のほうに要望を行っておったわけなんですけれども、この4月16日に補助内示を受けて、今年度、来年度2カ年の工事として、1期工事、2期工事として今後大規模改造事業を行おうということで予算を計上させていただいたところでございます。

まず、今年度につきましては第1期工事として南棟を中心に工事をする。それから、来年度につきましては北棟を中心に工事を実施したい。そういうことで、債務負担行為も2カ年で組まさせていただきますところでございます。

工事に至りました経過等は以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 上山議員。

○上山隆弘議員 平成30年度の予算ということで、以前から取り組まれている事情はわかったんですが、公共施設ですから、大規模改修工事をしたとして、また30年、40年というスパンで、当然学校の公共施設としてのあり方を検討されてると思うんですが、この大きな工事によって次回に向けての耐用年数を何年とお考えでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 耐用年数が何年ということにつきましては、この鉄筋コンクリートづくりの建物は、一般的には40年ぐらいということでは言われているところなんですけれども、この大規模改造工事をすることによって長寿命化を図るというものでございまして、これが何年という明確なことは言えないわけなんですけれども、今後、今年度、来年度でこの学校施設も含めまして公共施設の管理計画、個別の管理計画を策定するということになっておりますので、その個別間計画の中でこの太子東中学校については何年に建てかえ、また今後この面積につきましてもどういうふうにするか、そういう計画を立てていくということを計画しているところでございます。これは太子東中学校だけに限ったわけじゃないんですけれども、そういう個別管理計画の中で詳しく検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 上山議員。

○上山隆弘議員 その建てる前から個別の管理計画というのは必要じゃないんでしょうか。この学校、私、工事を大きくされるということで現場を見に行ってきたところではございますが、確かに傷みはひどい。子供たちにとっても、環境としてももう少し改善ができればなというところは思いますし、今後冷暖房もついていく。とはいえ、今防災が叫ばれている中では、体育館あるいは武道館も非常に傷みが激しい。よりも揖龍でも一番傷んでいると言われているプールもでございます。プールを見ると、周りのプールサイドは歩くとけがをしそうな状況になってございますし、トイレも水洗のトイレではないような状況で、一体中学校のあり方として相対的にどう検討を重ねて、あり方、公共施設の部分について中身で議論があったのかなかったのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この太子東中学校に限らず、町の施設につきましては今後どういうあり方がいいのかということについては、先ほども言いましたように、太子町公共施設等総合管理計画というのが平成30年末に策定がされまして、その町の大きな方向というのはそこで示された

わけなんですけれども、その個別の管理計画というのを来年度末には策定するという運びになっているところをございまして、それよりも何よりも、太子東中学校につきましては防水機能が非常に低下しておるとい、老朽化によるその改修が急がれるということで、その防水機能の向上でありますとか、内装の劣化の向上を優先するというので、このたび大規模改造を行うところをございまして、今後、今言われました体育館でありますとか武道場、またプールにつきましては、何年度に改修をしていこう、何年度にどうしていこうというのを、これは太子東中学校だけではなく、町全体の計画の中で立てていくというような運びを考えておるところでございます。これは、教育施設だけではなくて、太子町全体の施設の管理の中で位置づけると、そういうようなことになる予定でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前10時51分）

○議長（藤澤元之介） 再開をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

井村議員。

○井村淳子議員 このたび太子東中学校校舎大規模改造工事が、補助がついて決まったということでよかったとは思っておりますが、この大規模改造工事の時期が空調設備の工事と同じ時期になって、それはそれで無駄が省けていいのかなとは思ってるんですけれども、やっぱり業者が別々の場合はそういうスケールメリットも生まれないようにも思いますので、今後工事を進める上で、何かそういう大規模改造と空調設備について、町として考えられていることがございましたらお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今おっしゃられましたとおり、空調設備の事業も同じ今年度に行うわけをございまして、決してその工事の中で手戻りがないようにということで、今計画をしているところでございます。この太子東中学校の空調工事につきましては、大規模改造事業を行います業者とその空調だけをやる業者というのが別々になりますと、非常に調整等も困難になりますので、この大規模改造工事を受注した業者と十分調整の上、空調の工事も行っていくと、そういうことを考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山議員。

○上山隆弘議員 町の施設が新たに変わっていくということは、当然賛成でございます。ただ、この件についても少し疑義が残る点がございます。というのは、個別の管理計画を今後立てていくということではございますが、以前より公共の施設については計画を持って進めていくべきで

はないかなというところを考えます。約30年から40年先の中学生の生徒の数であったり、太子東中学校のあり方についても、教育委員会としては議論を進め、最適な校舎を考えるような状況の場面が必要ではなかったのかということを考えます。太子町全体を見渡しての公共施設は、経過年数がほぼ近く見直しをかけていかななくてはならないような状況にある中で、個別の管理計画の質の高いものができ上がってくることを期待申し上げて、よい工事が進むことを願っております。

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

お諮りします。

本日の日程第9、議案第26号から日程第15、議案第32号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第26号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第9、議案第26号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第26号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算の総額にそれぞれ2,345万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億4,216万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、民生費、消防費及び教育費の追加であります。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第26号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）について、詳細を説明申し上げます。

今回の補正につきまして、歳入予算においては事業執行に伴う国庫支出金等の追加、歳出予算においては事業執行による必要経費等の追加を行うものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節20扶助費につきましては、昨年度の3月議会定例会に提案した長寿祝金条例について改正しないこととなりましたので、不足分75万円を追加するものでございます。節28繰出金1,132万2,000円の追加につきましては、法改正に伴う低所得者を対象とした介護保険料軽減強化による当初賦課からの減額分及び介護保険システムの改修費用について、一般会計から介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費につきましては、10月から開始される幼児教育の無償化に伴う事務経費の負担で、節3職員手当等を187万5,000円、節11需用費、消耗品費を33万円、印刷製本費を9万6,000円、節12役務費、通信運搬費を47万2,000円、節13委託料、子ども・子育て支援システム改修委託料を143万円追加しております。

目8障害児福祉費、節13委託料、自立支援給付審査支払等システム改修委託料126万5,000円につきましては、同じく10月から開始される就学前の障害児発達支援の無償化に伴い、システム改修費用を計上するものでございます。

目9放課後児童健全育成事業費につきましては、斑鳩学童保育園に待機児童が発生し、小学校高学年の受け入れを行うため、古民家を活用して学童保育を運営する諸経費の追加で、節11需用費、光熱水費を36万円、節12役務費、通信運搬費を1万7,000円、建物災害保険料を2万7,000円、節14使用料及び賃借料、斑鳩学童保育園建物借料を33万円、節15工事請負費を81万5,000円、12ページに移りまして、節18備品購入費を7万5,000円追加しております。

また、10ページに戻っていただきまして、現状放課後児童クラブ支援員が欠員となっているため、節7賃金91万2,000円を減額し、支援員を確保するため、節13委託料、放課後児童クラブ支援員派遣委託料へ同額を計上しております。

12ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節18備品購入費116万8,000円の追加につきましては、災害時における消防団の効果的な救助活動を図るため、消防団救助資機材購入費を計上しております。

款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費につきましては、児童福祉総務費同様、10月から開始される幼児教育の無償化に伴う事務経費の追加で、節3職員手当等を125万円、節11需用費、消耗品費を30万円、印刷製本費を8万1,000円、節12役務費、通信運搬費を9万3,000円追加しております。

項5社会教育費、目7会館管理費につきましては、当初リース契約する予定でした陶芸用電気釜について、窯本体を備品として購入するため、節14使用料及び賃借料、電気窯借料37万円を減額し、節18備品購入費を177万2,000円追加しております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金及び款16県支出金、項1県負担金につきましては、歳出で申し上げました低所得者への介護保険料軽減強化対策の減額分に対する国庫負担金の追加でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金及び款16県支出金、項2県補助金の追加につきましては、歳出で申し上げました各経費に対する国・県補助金の追加でございます。

8ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金683万7,000円の追加につきましては、今回の補正予算における財源調整でございます。

以上、議案第26号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせ

ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第27号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第10、議案第27号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第27号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、低所得者の保険料軽減強化に伴う保険料の補正及び介護保険制度改正に伴うシステム改修関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ131万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億3,037万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金の追加と保険料の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） ただいま上程されました議案第27号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では令和元年10月より消費税率引き上げにより、低所得者の保険料軽減強化に伴う保険料の補正及び介護報酬改正に伴うシステム改修事業補助金等の補正でございます。歳出では、介護保険制度改正に対応するためのシステム改修委託料の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費については、介護報酬改正及び介護保険料の軽減強化等に伴うシステム改修委託料131万5,000円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料については、低所得者への保険料軽減強化に伴い、保険料1,052万9,000円を減額しております。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 事務費交付金については、令和元年度介護報酬改正等に伴うシステム改修費補助金として52万2,000円を計上しております。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金については、システム改修及び低所得者保険料軽減繰入金を合わせて1,132万2,000円を追加しております。

以上で議案第27号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第11 議案第28号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第11、議案第28号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算

(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第28号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)について、説明を申し上げます。

今回の補正は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

内容につきましては、当初、嘱託職員の雇用を予定しておりました水道メーター交換業務につきまして、適任者がおらず雇用に至らなかったため、業務委託に切りかえるものでございます。

第2条におきまして、収益的支出の第1款事業費用、第1項営業費用に346万7,000円を追加し、事業費用の総額を5億1,275万7,000円としております。

その内訳としましては、給水費におきまして、量水器交換等専門員賃金200万9,000円と、専門員に係る法定福利費33万円を減額しております。

委託料につきましては、当該業務を業者委託に切りかえることにより、580万6,000円を追加しております。

慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

~~~~~

日程第12 議案第29号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第12、議案第29号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第29号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等及び関係政省令が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについてで説明させていただいた部分以外について、本条例の所要の改正を行うものでございます。

その改正の主な内容は、法人町民税の申告納付及び税率の引き下げ、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、軽自動車税の税率の特例等の所要の改正であります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(藤澤元之介) 副町長。

○副町長(名倉嗣朗) 先ほど町長から提案説明ございましたが、私からはただいま上程されました議案第29号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の5ページから8ページ、また新旧対照表の12ページから21ページもあわせてごらんいただければと存じます。

付議させていただきました条例のたてつけでございますが、全体で第1条関係から第4条関係で構成をしております。

それでは、改正内容につきまして具体的な御説明を申し上げます。

まず、第1条の改正について御説明をいたします。

平成30年6月議会で、議案第31号として上程させていただきました太子町税条例等の一部を改正する条例、平成30年条例第17号でございますが、このときに第48条の法人の町民税の申告納付につきまして資本金1億円を超える内国法人等につきまして、納税申告書及び添付書類の提出につきましては、地方税関係手続用電子情報処理組織いわゆるeLTAXでございますけど、これを使用し、地方税共同機構を経由いたしまして、これを行うことを義務づける規定を追加させていただいたところでございますが、このたびの法律改正により、納税申告書を電子的に提出することが困難と認められる一定の事由があるときには、地方公共団体の長の承認に基づきまして、電子的な提出にかえまして、書面による申告書の提出を可能とする規定を追加いたしまして、また国税におきましても電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等につきましては、地方公共団体の長の承認は不要とする改正を行うものでございます。

この改正にかかわる施行日は公布の日としておりますが、令和2年4月以後に開始いたします事業年度から適用するものでございます。

次に、第2条の改正について御説明いたします。

先般の平成31年3月議会で、議案第11号として上程いたしました太子町税条例の一部を改正する条例、平成31年条例第3号におきまして、附則第15条の6の軽自動車税の環境性能割の税率特例につきまして、第1項に「当分の間」を規定いたしましたが、このたびの法律改正によりまして、第2項も「当分の間」を追加するものでございます。

この改正に係る施行日を公布の日としておりますが、令和元年10月1日から施行するものでございます。

続いて、第3条の改正について御説明をいたします。

第34条の4の改正事項につきましては、法人町民税法人税割の税率を「100分の9.7」から「100分の6.0」に引き下げるものです。これは、平成28年度税制改正により、地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率が引き下げられるとともに、当該引き下げ分に相当する地方法人税、国税の分でございますけれども、収入全額が地方交付税原資とされるものでございまして、消費税10%段階の措置として延期されておりましたが、このたび令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用するものでございます。

第36条の2の改正事項につきましては、町民税の申告につきまして給与等で年末調整の適用を受けた所得控除額と確定申告で適用を受ける所得控除の額が同額である場合は、内訳の記載を要せず、所得控除の合計額の記載によるものができるものとし、第36条の3の2の改正事項につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、給与に係る部分に「単身児童扶養者」の記載事項を追加いたしまして、第36条の3の3の改正事項につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書、年金に係る部分ですけれども、「単身児童扶養者」の記載事項を追加するものでございます。

第36条の4の改正事項につきましては、第36条の2の改正に伴う規定の整備でございます。

以上、町民税に係る改正につきましては、令和2年1月1日から施行としております。

附則第15条の2の改正事項につきましては、自家用軽自動車の環境性能割につきまして、令和2年度燃費基準値達成車は税率1%であります。法律改正にあわせまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した車両に係る税率を臨時的に非課税とするものでございます。この措置による減収は、全額国費で補填されることとなっております。消費税率引き上げに伴う自動車の取得時の負担感を緩和するための臨時的措置でございます。

附則第15条の2の2の改正事項につきましては、附則第15条の2を新設したことによる条ずれに対応し、また法律改正にあわせまして第2項で環境性能割を課する税率の判断は、国土交通大臣の認定の基準に基づき判断することを規定し、第3項では、偽り、その他不正の手段により環境性能割に不足額があれば、申請をした者またはその承継人を取得者とみなしまして課税をするということとしております。第4項では、その不足額に10%の加算金を課す規定を新設しております。

附則第15条の6の改正事項につきましては、自家用軽自動車の環境性能割につきましては、平成27年度燃費基準値プラス10%達成車は税率2%でございますが、法律改正にあわせまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した車両に係る税率を臨時的に1%とするものでございます。この措置によります減収も全額国費で補填されることとなっております。消費税率引き上げに伴う自動車の取得時の負担感を、これも緩和するための臨時的な措置でございます。

以上、軽自動車税の環境性能割に係る改正は、令和元年10月1日施行としております。

附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例といたしまして、グリーン化特例について平成30年度、31年度から令和2年度、3年度分に改正をしております。第2項では、電気軽自動車、天然ガス軽自動車等につきまして、第3項では、乗用の軽自動車のうち、令和2年度燃費基準値プラス30%達成車及び貨物用の軽自動車のうち、平成27年度燃費基準値プラス35%達成者につきまして、第4項では、乗用の軽自動車のうち、令和2年度燃費基準値プラス10%達成車及び貨物用の軽自動車のうち、平成27年度燃費基準値プラス15%達成車を軽課、課税を軽くすることでございますけど、これを規定させていただいております。

附則第16条の2の改正事項につきましては、法律改正にあわせまして「種別割」を追加し、第4項を削除させていただいております。

以上、軽自動車税の種別割に係る改正は、令和3年4月1日施行としております。

最後に、第4条の改正について御説明をいたします。

第24条の改正事項につきましては、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置といたしまして、「単身児童扶養者」を加えるものでございます。単身児童扶養者とは、具体的には児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者で、これらの者の前年所得金額が125万円を超えないものとしており、個人住民税を非課税とするものでございます。この改正に係る施行日は、令和3年1月1日としております。

附則第16条の改正事項につきましては、第5項を追加し、令和4年度分及び令和5年度分のグリーン化特例の軽課、課税を軽くすることにつきまして、対象を電気軽自動車、天然ガス軽自動車等に限った上で規定をしております。

附則第16条の2の改正事項につきましては、附則第16条に5項を加えたことによる規定の整備でございます。この2条に係る改正は、令和3年4月1日施行としております。

この条例の附則にありますように、施行日は原則として公布の日といたしまして、それ以外の施行日は、先ほど申し上げました御説明のとおりでございます。また、改正後の条例の施行を円滑に施行されるため、新旧条例等の適用関係につきましては、附則の第2条、第3条で町民税、第4条で軽自動車税の経過措置を規定しております。

以上、慎重審議を賜り、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第13、議案第30号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第30号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年12月25日閣議決定された平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに基づき、本条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する規定の追加、経過措置の期間等の所要の改正であります。

施行日は公布の日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第30号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

先ほど町長からも御説明がありましたように、今回の改正は平成30年12月25日閣議決定をされました平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号でございますが、これが改正されたことに基づきまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正文とあわせまして、参考資料の8ページ、9ページや新旧対照表の22ページから24ページもあわせて御参照いただければと存じます。

それでは、改正内容でございますが、第6条に規定する保育所等の連携につきまして、卒園後の連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めた場合は、その確保を不要といたしまして、この場合に家庭的保育事業者等は、利用定員が20名以上である企業主導型の保育施設または地方公共団体が運営費の支援等を行っている認可外保育施設であっても、町長が適当と認めるものを卒園後の連携協力者としたしまして、適切に確保しなければならないこととする規定と、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所につきましては、町長が適当と認めるものにつきまして、卒園後の連携施設の確保を要しない規定を新たに規定させていただいているところでございます。

また、附則第2条で経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外の保育を提供している家庭的保育事業者につきましては、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、その原則の適用を猶予する期間を延長いたしまして10年とする改正、附則第3条で規定する連携施設に関する経過措置の期限を5年間延長する改正を行っているところでございます。

施行日につきましては、公布の日としております。

以上、慎重な審議を賜り、原案どおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第31号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第31号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第31号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年12月26日閣議決定された平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を受け、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、放課後児童支援員の基礎資格等について規定する第10条第3項に「指定都市の長が行う研修を終了したもの」をつけ加えるものでございます。

施行日は公布の日としております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第32号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第15、議案第32号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第32号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和元年10月以降の消費税率10%への引き上げにあわせて、住民税非課税世帯を対象に保険料の軽減をさらに強化するものでございます。

施行日は公布の日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第32号太子町介護保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

先ほど町長が申し上げましたけれども、令和元年10月以降の消費税率10%の引き上げに伴いまして、住民税非課税世帯を対象に保険料の軽減を強化する内容でございます。具体的には、第1段階である生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方は、令和元年度の保険料を2万4,080円とし、平成30年度保険料から4,810円を減額、第2段階に当たる世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が80万円を超えて120万円以下の方は、令和元年度の保険料を3万6,920円とし、平成30年度保険料から8,020円を減額いたします。第3段階に当たる世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が120万円を超える方は、令和元年度

の保険料を4万6,550円といたしまして、平成30年度保険料から1,600円を減額する内容でございます。

また、保険料減額分に係る費用の負担につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市町が4分の1を負担いたしまして、一般会計から特別会計に繰り入れることとされております。

なお、この条例の施行日は公布の日といたしまして、平成31年4月1日からの適用となります。

以上、慎重な御審議を賜り、原案どおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時37分）